

令和6年

# 議会運営委員会会議録

とき 令和6年10月24日

品川区議会

令和6年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和6年10月24日(木) 午前10時30分～午前11時50分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 まつざわ和昌 副委員長 若林ひろき  
副委員長 大倉たかひろ 委員 せお麻里  
委員 西村直子 委員 こしば新  
委員 この孝子 委員 塚本よしひろ  
委員 松永よしひろ 委員 山本やすゆき  
委員 安藤たい作 委員 石田ちひろ  
委員 須貝行宏

その他の出席議員 議長 渡辺ゆういち 副議長 あくつ広王

事務局職員 大澤区議会事務局長 横田庶務係長  
黒肥地議事係長 吉田調査係長

○午前10時30分開会

○まつざわ委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりでございます。

本日は、3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

その中で、3名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

また、写真撮影および録画の許可申請がございましたので、議題に入る前に、許可するかしないかを判断するため、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

ご参考までに、前例として、議題に入る前だけ撮影を許可したということがあります。

それでは、自民党から。

○こしば委員

前例のとおり、冒頭だけでお願いします。

○塚本委員

前例どおりでお願いしたいと思います。

○松永委員

前例どおり、冒頭のみでお願いします。

○安藤委員

前例に捉われず、本会議と同様に、いつでも撮影してもらって構わないと思います。

○須貝委員

前例どおりでお願いしたいと思います。

○まつざわ委員長

ありがとうございます。

それでは、前例どおりというご意見が多かったので、前例に従い、議題に入る前のみ撮影を許可したいと思います。

それでは、議題に入る前のみ写真撮影および録画を許可いたします。撮影の際は、自席から撮影いただきますよう、お願いいたします。

それでは、写真撮影および録画の申請をされた方は、撮影をお願いいたします。

〔写真・録画撮影〕

---

1 請願・陳情審査

(1) 令和6年陳情第38号 オンラインでの陳情・請願の受付に関する陳情

○まつざわ委員長

初めに、予定表1、請願・陳情審査を行います。

(1)令和6年陳情第38号、オンラインでの陳情・請願の受付に関する陳情を議題に供します。

本件は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○まつざわ委員長

朗読が終わりました。

本件陳情項目は、請願・陳情のオンライン提出を可能とすることを品川区議会に求めるものですので、

委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

それでは、本件陳情についてご意見等があれば、ご発言願います。

#### ○西村委員

ありがとうございます。いただいた陳情の中に書いているものでもありますが、オンラインでの陳情・請願の受付に関する他自治体の状況ですとか、課題などを事務局のほうで把握されていたら、教えていただけますか。

#### ○大澤区議会事務局長

オンラインの状況でございますけれども、全国市議会議長会の8月の調査によりますと、陳情または請願をオンラインで受け付けている自治体は4.9%となっております。23区では、文京、世田谷で実施しているとのこと。なお、文京区では、陳情の審査は行っていないとのこと。

課題としましては、まず、オンラインでの本人確認をどのように行うかということです。なりすましや、アカウントを変えての重複提出などを防ぐための仕組みづくりが必要となります。ほかの自治体では、運転免許証の画像を添付させるなどの対応が見られます。

それに関連した課題となりますけれども、個人情報や請願・陳情の内容の保護のために、システムのセキュリティ強化とか、あと、データ管理に関するルールづくりも必要となってきます。

次の課題としては、コストと予算です。オンラインシステムの構築や定期的なセキュリティ対策のアップデートなど、一定のコストがかかります。陳情にもございますように、区民の誰もが簡単に利用できるように、アクセシビリティに配慮した設計も求められますので、システムの開発や運用、保守に係る費用の確保に際しては、やはり費用対効果の検証というものが必要になってくると思われま。

あとは、オンラインでの請願・陳情を有効とするために、規則の改正が必要です。請願の際、紹介議員の署名や押印をどうするかなども検討する必要がございます。

あとは、オンライン化をしますと、請願・陳情の件数の増加は容易に想定されますので、これらを効率的かつ適切に執り行うために、対応の見直しも必要になるのではないかと考えております。

その他の課題としましては、陳情についてもコミュニケーションについて触れられていますが、対面での直接の対話の機会がなくなることで、陳情者の真意や願意が十分に酌み取れないおそれがあるのではという懸念がございます。現在、対面での受付の際は、お話をお伺いして、審査についてのご説明などを行った上で、場合によっては修正いただいているようなことも多くございますので、このようなことが現在の課題として考えられるのではないかと認識してございます。

#### ○まつざわ委員長

ほかに。

#### ○安藤委員

他区の状況も聞きましたけれども、様々課題があると思うのですが、課題は解決していけばいいと思うのです。気軽に請願・陳情を提出できるようになるということは、やはり議会の住民参加のハードルを下げることになり、より開かれた議会になると考えております。

世田谷区と文京区の紹介がありましたけれども、23区の中では、全国の中では、23区のうち2区ですから、率にすると4.9%以上なのではないかと。まあまあやっている。まだまだやっているほうかと思うのです。

世田谷区では、ホームページ等で調べてみたら、請願・陳情共に、事前にアカウント登録をする、電子申請システムというのを通して受け付けている。文京区では、陳情は審査しないということでした

が、普通にメールで受け付けている。紹介議員が必要な請願は、請願者がまず紹介議員になってほしいという議員にメールを送るのです。賛同した紹介議員、それに賛同しますという人が、区議会事務局にメールを送ることで受理されるという仕組みを取っているようです。

いずれにしても、やるとなれば、やり方はどうにでもなるし、やり方はこれから話し合っ決めていけばいいと思います。

また、本陳情ですけれども、区内の現役高校生4名の連名で出されています。ふだんあまり区政や区議会に関心をなかなか持ちにくい世代からの要望ということで、これまで品川区議会として、議会改革として、議会報告会ですとか意見交換会などを積み重ねてきましたけれども、その区議会を身近に感じてもらおう取組の成果の一つではないかと私は思いますので、こちらの陳情を、私は採択して、強く要望するというだけでもありますので、ぜひ若い世代の方のアイデアというのを取り入れていくべきではないかと思います。

〔「質疑ですか」と呼ぶ者あり〕

#### ○安藤委員

共産党はそういう意見なのですが、皆さんほかに何かありましたら、出してもらいたいですし、どうぞお願いします。

#### ○こんの委員

今、共産党の発言がありましたけれども、その前に質疑でお伺いしたいと思うのですが、ほかの自治体の例も参考までにご答弁いただいておりますけれども、いわゆるオンラインをされている文京区、世田谷区、それぞれ陳情・請願の取扱いがそもそも違うというのがあるかと思うのです。その辺を見て、先ほど課題で挙げてくださったことがあるのかというのの一つ。

また、なりすましということが先ほどご答弁にありましたけれども、いわゆる対面は確かにその方が持ってこられる、あるいは、その場でお話を聞くということがありますけれども、その方の文書であるかどうかというところまでは、中身までは多分確認が、その思いとかというのは、そこまでの確認というのが対面ではできているのか。

その辺も伺いたいと思いますし、また、ここの4つの中でも、理由の2番目で、アクセスで地理的な制約、これは品川区議会としては、区外の方々の陳情・請願の取扱いの一定のルールというか、ありますので、もう一つは、身体上の問題があって、なかなかこちらに来られないといった方々が、これまで陳情を出したいけれども出せないというようなことで何かお声があったり、その対応をされたことがあるのか。その辺も3点伺いたいと思いますが、現状が分かりましたら、お願いします。

#### ○大澤区議会事務局長

他区の状況でございますけれども、区によって陳情の取扱いも違いますし、陳情の件数もかなり違いますので、先ほど挙げた課題は、どちらかという、品川区でオンライン化をした場合に考えられる課題ということで挙げさせていただいております。

現在の対面での対応ですけれども、事務局でかなり丁寧に対応してしまして、陳情の形式になっていないまま持ってこられる方などもいらっしゃいますので、その辺は事務局できちんと形式を整えて、書き直していただいたりですとか、丁寧に対応しています。

アクセスの問題ですけれども、品川区内ということで、かなり交通は発達しているので、その辺で行くのが大変というお声はあまりないことと、あと、現在、郵送での受付もしておりますので、来られない方については、郵送での陳情の提出も、来られないというわけでもないのですが、人によって

は郵送での受付の場合もございます。

#### ○こんの委員

ありがとうございました。丁寧に対面でやったださっている、あるいは郵送でといったところ、さらに、今回の陳情については、オンライン化、効率化といったところが求められている内容だと思うのですが、品川区議会としても、議会改革といったことが考えられるので、そうした陳情の中身というのでも少し理解できるかという感じはいたします。

ただ、品川区議会がオンラインをやるとした場合の課題というのも今挙げていただきましたので、こうしたことについて調査研究、これから必要な課題ではあるのかと思うところです。

#### ○まつざわ委員長

ほかに。

#### ○須貝委員

今お話をいろいろお聞きしましたがけれども、請願・陳情を提出する際は、やはり提出者の方がよくよく熟慮したこと、また、内容で提出されるわけですから、本人または別の方が代表者としてこちらに来られて、そして、事務局の方にお話をする。また、請願なら紹介議員になられる議員の方に説明をして、やはり対面でその人の生の気持ちというのを伝えなければ、私は言葉だけで出して、我々の請願です、陳情ですというのは何か違うような気がいたします。

我々もやはり多くの区民の皆さんとお話ししますが、電話で話すのと、直接その方の目を見て、その方の対応を見て、我々も意見を言うことは言うし、アドバイスをするところはします。やはりそういうものが私は主であるのではないかと思います。別にご本人が来られないという方もたくさんいらっしゃると思いますけれども、やはりその方お一人ですすというのではなくて、多くの方の協力を得て請願書または陳情書を出されると思うので、そこら辺はやはり対面ということは、私は今後も重きを置いて進めることが大切ではないかと思います。

もしオンライン提出ということが進むようになれば、議運にてオンラインで回答していいのかということにまでなってしまうですね。だって、お互い時間が大変だから、このように回答しますと。そのようになるのではなくて、やはり皆さんの生の声を聞いて、それをしっかり我々も受け止めて、そして、議会で議論するというのは、私は今後も続けたほうがいいような気がいたします。意見です。

#### ○まつざわ委員長

ほかに。

ほかにないようですので、令和6年陳情第38号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

#### ○西村委員

継続でお願いしたいと思っております。

オンライン提出が可能になれば、簡単に意見や要望を伝えることができるようになります。一方で、事務局より課題を伺いましたけれども、セキュリティなど、丁寧な準備には時間がかかるということが分かります。文章の修正や訂正を必要とされることもありまして、現在も来庁いただいた際に修正を依頼することがままある様子を伺っています。

また、陳情の中に透明性と公開性の確保とありましたけれども、現在も提出された請願・陳情は適切

に管理されていると理解しております。

しかしながら、現在、議会でもタブレット導入や電子化など、他自治体よりも早い段階からDX化を進めており、方向性を鑑みても、今後やっていくことが大事だと考えます。

先行自治体の取組を注視していくことで、研究、検証していくべきと考えますので、継続でお願いいたします。

#### ○こんの委員

私どもも継続でお願いしたいと思います。

今、若干の質疑をさせていただきましたけれども、他自治体での事例、それから、品川区議会としてオンラインを導入した場合の課題等々が質疑の中でありました。

こうした課題はあるものの、品川区議会としては、やはり改革をしていくといったところの観点からは、非常に出された陳情については、寄り添っていくというか、進めていく課題の一つであるところから、ただ、今、課題が挙げられた中で、今すぐに進められるものと時間がかかるものと、また、品川区議会としてオンラインをするためにはどうすることが必要なのか、どういう形でやるのがいいのかといったことも、品川ナイズのオンラインのやり方というのをもっと研究しなければいけない。このように感じることから、その時間も必要なので、継続させていただきたいと思います。

#### ○松永委員

継続でお願いいたします。

品川区に対する陳情や請願をオンライン化することによって、利便性やアクセスが困難な方については、とてもいいことではないかと思っております。また、議会改革を進めるに当たっても、我が会派としてはしっかりとやっていかなければならないと考えております。

しかし、やはり今、現段階では、先ほど局長よりご答弁があったように、本人確認をする方法や、請願書を出される際、議員の本人確認をする方法、またコスト面など、様々な課題がまだあると思っております。

こうしたことを踏まえ、他自治体のことも先ほどお話があったように、今後、品川区議会としても研究を進めていただければいいと思っております。今後さらなる、より一層、しっかりとした形で進めていただければと思っておりますので、この陳情については継続でお願いいたします。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、採択したほうがいいのではないかと思うのですけれども、理由は、先ほど質疑の中で述べたのがメインなのですが、あと、今回、オンラインも可能にするということなので、対面がなくなるわけではないですし、あと、郵送も現状では受け付けているということですので、現在でも対面ではなくて、そういう請願・陳情というのは出されていると。それも受け付ける体制になっているということですので、問題ないのではないかというのと、あと、いろいろ様々課題があって研究というのはそのとおりだと思うのですけれども、これを採択して、オンラインを進めていこうという議会の意思をまず定めて、その上で調査研究というのが行われたほうがいいのではないかと。そうすべきだと私は思いますので、採択を主張したいと思います。

#### ○須貝委員

私は、先ほど述べましたけれども、やはり基本的には、請願・陳情に対しては、本人とじっくり話し合う、対面するということが基本だと考えています。

ですが、議運で大勢の皆さんが継続で、これから議会で検討していくということならば、品川区議会

には議会改革検討会議がありますから、そこで十分検討されるというのも一案だと思いますので、私も今回継続とさせていただきます。

**○まつざわ委員長**

ありがとうございます。

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○まつざわ委員長**

賛成者多数につき、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

---

(2) 令和6年陳情第45号 区民の民意を議会運営委員会に反映させる陳情

**○まつざわ委員長**

次に、(2)令和6年陳情第45号、区民の民意を議会運営委員会に反映させる陳情を議題に供します。

本件は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

**○まつざわ委員長**

朗読が終わりました。

本件陳情項目は、議会運営委員会の委員構成の見直しを求めるものでありますので、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

それでは、本件陳情についてご意見等があれば、ご発言願います。

**○石田（ち）委員**

現在の議会運営委員会の構成について、規定としてはどうなっているのか、事務局に伺いたいと思います。

また、陳情にもあるのですけれども、前回の議運でも、実際に発言が認められた委員外議員は、どのような規定なのかも教えてください。

**○大澤区議会事務局長**

議会運営委員会の委員の定数は13人で、申し合わせ確認事項において、委員選出基準は、会派に所属する議員の中から比例配分方式により委員を選出するとなっております。

委員外議員につきましては、品川区議会会議規則第109条で、「委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる」、「委員会は、委員でない議員から発言の申し出があつたときは、その許否を決める」という規定になってございます。

**○石田（ち）委員**

分かりました。今おっしゃっていただいた申し合わせ確認事項に定数13人ということで、委員選出基準として、会派に所属する議員の中から比例配分方式によって委員を選出するとある。今ご説明いただいたとおりですけれども、この規定だと、今期のように、結果として全ての会派が議運に加われない場合も出てくるので、地方自治法第109条にある、議会運営委員会の性格や役割上または運営の効率

上からも、少なくとも全ての会派に議会運営委員会に加わってもらう必要が私はあると思います。

なので、規定を修正し、少なくとも全会派から委員を選出すると規定する必要があるのではないかと  
思うのですけれども、これは皆さんにも伺いたいと思います。私たちはそう思っているということです。

#### ○まつざわ委員長

ほかによろしいですか。

#### ○須貝委員

大会派の皆さんから意見を言っていたかないと、我々みたいに3人の少数会派ではなかなか。私も  
こういう疑問は持っておりましたが、2人会派というのもいいと考えます。ですけれども、今、無所属  
の方たちが何人かいらっしゃいますが、2人ということならば、仲よく話し合っ、手を組んで、2人  
ずつ組めば、それも議運に入ってこられるし、そこに一つの大きな壁があるというのは非常に残念だと  
思います。現行に従うならば。ですけれども、他区の議会なんかを見て、2人以上ということならば、  
それもいいのではないかと思うのですが、ただ、これも本来は議会改革検討会議でしっかり議論して、  
どうするか、そして、最後議運で決めるという形になると思うので、そこはどのように議長のほうで、  
また、議運の委員長のほうで取り扱うのか、取り計らうのか、その意向があると思うので、こちらから  
どうこうとは言えませんが、でも、私も2人以上というのはやっていっていいのではないかと思  
います。

#### ○まつざわ委員長

ほかに。

ほかにないようですので、令和6年陳情第45号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。  
継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

#### ○西村委員

本日結論を出すで、不採択でお願いしたいと思います。

先ほどの説明にもありましたように、これまでの議会運営の中でしっかりと議論された上で、議会運  
営委員会のメンバーに関しては、会派に属する議員の中から比例配分方式により委員を選出するとい  
うルールが決められています。

この文脈にある公平性というのが何を示すのかが少し分かりにくかったのですけれども、議運の趣旨  
は、そもそもスムーズな議事進行の管理を行うことが主な趣旨でありますので、公平性を当てはめるこ  
とは必ずしも適切とは言えないのではないかと思いますので、これらのことを踏まえて、不採択で願  
いしたいと思います。

#### ○塚本委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

現状やられている13の定数の中で、会派ごとに比例配分方式で進めていくということが、我々  
としては最も公平なのだろうと思います。会派の数、そういうのはいつも変わったりしますので、都度  
都度、そういうときにどうするのだという話で、やはり混乱すると思いますし、これまで比例配分方式  
で運営してきた中でそういった混乱、支障といったことはなかったもので、現行のルールで運営して  
いくのが望ましいと思いますので、不採択で。

#### ○松永委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

議会運営委員会のメンバーについては、先ほどご説明があったように、申し合わせ確認事項にもありますとおり、メンバーは13人で決められております。そして、この陳情の文章の中に、区民の民意が反映されていないとありますが、40人のうち、議員数の多い会派順となっております。その中で、一応、先ほども3名以上のルールはないということもありまして、選び方としては、先ほど比例配分方式で決められているということで、そして、例えばですけれども、先ほど須貝委員からもありましたが、2名の会派でもいいのではないかとありますが、やはりそうになってしまいますと、多くなってしまった場合も考えますと、議事進行とかにも影響が出てくるのではないかと私たちは考えております。

〔「会派の差別じゃないの」と呼ぶ者あり〕

#### ○松永委員

そういうわけではないのですが、会派としては、現行のルールが合理的であると考えているため、こうしたことから、この陳情については不採択でお願いします。

#### ○石田（ち）委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

先ほど述べた理由に加えて、陳情にもあるように、民意の議会への反映という点でも改善が必要だと思っています。

また、無所属会派についても、委員外議員として発言できる機会を保障すべきなので、その制度の周知を積極的に行うとともに、前回議運でも認められたように、今後も申出があれば認めるようにすべきだと思います。

議運の役割としては、スムーズな議会の運営とあります。先ほど言われていましたけれども、やはりその一番奥には、区民というものがあると思うのです。区民のための議会というところでは、全会派の代表を入れて議会運営委員会を行うということで、何ら混乱も起きないのではないかと私たちは思っていますし、今後そういったところを進めていく、民意を反映させていくという点でも重要だと思いますので、採択です。

#### ○須貝委員

今ここで採択不採択という話ではなくて、せつかく議会改革検討会議というのを区議会で立ち上げて、様々なことを検討していくという組織なはずですよ。そこでやはり私は議論または検討しても、決して問題になる話ではないと思うので、非常に皆さんの意見を聞いていて、残念です。

私としては、先ほど申し上げましたけれども、検討してほしいということで、継続でお願いしたいと思います。

#### ○まつざわ委員長

本日のところは、継続にするというご意見と結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

#### ○まつざわ委員長

賛成者少数につき、結論を出すことに決定いたしました。

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど須貝委員より継続というお話が出ましたが、賛成多数で結論を出すことに決まったので、

再度態度の確認をしたいと思います。

**○須貝委員**

採択不採択という、本日結論を出すという話に今決まったので、私としては、それならば、採択でお願いしたい。

**○まつざわ委員長**

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第45号、区民の民意を議会運営委員会に反映させる陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

**○まつざわ委員長**

ありがとうございます。賛成者少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

---

(3) 令和6年陳情第46号 議会改革提案取り下げを要求する陳情

**○まつざわ委員長**

次に、(3)令和6年陳情第46号、議会改革提案取り下げを要求する陳情を議題に供します。

本件は、初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

**○まつざわ委員長**

朗読が終わりました。

本件陳情項目は、品川区議会自民党・無所属の会から提案された、「議会改革に関する提案」の取り下げを求めるものですので、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

それでは、本件陳情についてご意見等があれば、ご発言願います。

**○安藤委員**

前回の議運で、自民党から、次の議会運営委員会に向けて皆さんと対話をさせていただきたい、説明をさせていただきたいと発言がありましたけれども、本日は修正案は出されるのでしょうか。伺いたいと思います。

**○西村委員**

本日は修正案を出させていただきたく予定はございません。まだ皆さんと意見交換させていただいたり、説明の場を設けられていませんので、本日、予定はございません。

**○安藤委員**

前回の議運で、時間制限の2分間というのはあくまで例示で、一定のルールに変更しますという説明がありました。また、前々回の議運では、事務局より直近の討論時間の答弁がございましたけれども、ほとんどが5分から10分間ということで、適切な時間のものだったと思います。

現状、時間制限をかけなければいけない必要性はないと思いますので、この場で、時間制限をつけるというのは、そもそも時間制限そのものを取り下げるべきだと思うのですが、自民党の今のお考えがあれば、伺いたいと思います。

〔「陳情審査じゃないでしょう」「今日は協議しない」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員

ここに書いているのです。時間制限について。

〔「それを含めて違うよな」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員

私は、陳情のとおり……。

○西村委員

そのことも含めて、皆さんの意見を改めて伺いながら、説明させていただく場を設けたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○安藤委員

なかなかこの場で取り下げますとは言いづらいと思いますけれども、こういう陳情が出ているものですから、私は、先ほど言ったように、現状何も問題がないと思いますので、時間制限をかける必要性がないので、取り下げるといふ決断をぜひここでしていただきたいと思いますけれども、自民党は今この場では表明しないということでした。

あと、もう少し伺いたいのですけれども、前回は説明がなかったのですが、所管する委員会の議員は討論できないものとするという項目が提案されていましたが、前回、ここについては何も修正の考えが示されなかったのですが、今の検討では、ここは現時点では修正する考えがないということなのか、伺えればと思います。

もう一つ、自民党は、前回の説明では、批判という言葉を変えて、誹謗中傷に修正したいというご説明がありました。ちなみに、誹謗中傷と批判の違いというのを調べてみると、誹謗中傷は、事実に反する言動や他人の名誉や信用を毀損する行為であり、相手の人格に対するマイナスの発言だと。批判というのは、事実に対して評価し、相手の主張に対する反論を加えることであり、人格攻撃ではないとあります。

私たちは、議会で誹謗中傷は当然許されないというのは前提だと思っているのですけれども、自民党としては、誹謗中傷を禁じると、ルールを今回改めて定めると言っているわけです。その必要性をどこに感じているのか、もう少し説明を伺いたいのです。

つまり、この間の本会議討論、いろいろ行われていますけれども、問題だと感じている発言は、誰のどういう発言を指して言っているのか、そこら辺についてももう少し説明いただければと思います。

○西村委員

まず、先ほどのご質問ですけれども、2分を目安にという点は、あくまで例示だと申し上げています。

批判か誹謗中傷かというところですが、これも含めまして、しっかりと説明させていただく場を設けてと申し上げていますので、これも含めて改めて皆さんのご意見を伺いたいと思っております。

○安藤委員

私たちとしては、提案を出すその必要性すら理解できないというか、だから聞いているのですけれども、前提の前提を聞いているのですけれども、もう一つ、先ほどの中で、この陳情にもあります、所管する委員会の議員は討論できないものとするという提案がありました。前回、そこについては何も修正がなかったのですけれども、それは修正しないという考えなのですかというのを聞いたのです。そこだけお答えください。

○西村委員

すみません。全部しっかりと改めて皆さんと、きちんとした形で、前回申し上げたことの繰り返しになるのですけれども、説明の場をと申し上げていますので、そのようにご理解いただければと思います。

#### ○須貝委員

前に、議員に対する決議案を出しましたけれども、それでもやはり3か月4か月かかるのです、それを作るには。今回、自民党・無所属の会から、検討中という話を聞いているので、私はもっと温かい気持ちで待ってあげていいのではないかと。やはりきちんと案が出たら、皆さんで様々な議論をすればいいかと思います。

#### ○まつざわ委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにはないので、令和6年陳情第46号の取扱いについて、意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

#### ○西村委員

継続でお願いしたいと思っております。

少し長くなりますが、しっかりとお伝えさせていただきます。我が会派から出させていただいた意見に関して、まだ審議が行われておりません。9月18日の議会運営委員会で、自民党から再度説明をさせていただき、皆さんの意見を伺うと申し上げました。本陳情をいただいたのが、9月12日付になります。そのときにも申し上げましたが、全区議の利益を最善にするために、発言についてはルールがあり、等しく分配されています。既に一般質問、代表質問、委員会質問、決算・予算特別委員会は、ルールがある中でやっています。また、2分を目安に討論の時間を制限するという文言は、あくまで例示だと、9月18日の議運で申し上げています。批判という言葉も、誹謗中傷と修正させていただきました。制限をめぐり、その他の考えや方法を排除する趣旨ではありません。これは、あくまで議会改革に対する意見であり、全くもって民主主義を否定しているものではありません。私どもの意見として述べさせていただきました。再度説明をし、皆さんからの意見をいただきたいと申し上げています。恐怖を与えようとしたものでも決してないことは、はっきりと申し上げたいと思います。協議をしていない中で本件に対して取り上げる陳情になるのは、前提が違ってきていると思います。ですが、これから審議する内容でありますので、継続でお願いしたいと思います。

#### ○塚本委員

これまで何回かこの議運の場で取り上げられてきて、現在は、今、自民党からお話があったとおり、説明、また、いろいろ皆さんの意見を伺いながら進めている最中ということですので、継続で。

#### ○山本委員

継続でお願いいたします。自民党・無所属の会から修正案のご提示やご説明がまだなされていない状況ですので、ご提示やご説明があった後に、改めて審議ができればと考えます。

#### ○安藤委員

本日結論を出すで、これは採択すべきだと思うのですけれども、その理由ですが、この陳情は、自民党の議会改革なる提案を取り下げてほしいと。即刻取り下げということを求めているものでございます。自民党は、議会改革なる提案を取り下げていないのです。修正して出し直すと言っており、まだ生きています。その上、なぜこの提案を出さなくてはいけないのかという説明も全くないのです。私は、

これは即刻直ちに取り下げるべきではないかと思しますので、これは採択すべきだと思います。

#### ○須貝委員

先ほども申し上げましたが、自民党・無所属の会からは、現在、議会改革の提案に対して、検討中というお話を何度も聞いております。きちんと案が出るまで、煮詰まるまで、私は待つのが上策だと思います。したがって、今回に関しては、継続ということをお願いいたします。

#### ○まつざわ委員長

本日のところは、継続にするというご意見と結論を出すというご意見に分かれましたので、まず、この件を挙手により採決いたします。

それでは、本陳情を継続とすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

#### ○まつざわ委員長

賛成多数につきまして、継続と決定いたしました。

それでは、本件は継続といたします。

---

## 2 令和6年第3回定例会について

### (1) 意見書（案）について

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書（案）

#### ○まつざわ委員長

次に、予定表2、令和6年第3回定例会についての(1)意見書（案）についてを行います。

固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書（案）につきましては、9月25日の総務委員会において意見書の提出を決定したものでありますので、総務委員長より趣旨を説明していただきます。

それでは、こしば総務委員長、お願いいたします。

#### ○こしば委員

それでは、固定資産税・都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書についてご説明いたします。

本案は、9月24日の総務委員会におきまして、令和6年請願第10号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願、および令和6年請願第11号、固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願を全会一致で採択すべきものと決定し、翌9月25日の当委員会において意見書案文を審議した結果、本意見書を提出するものであります。

本意見書は、東京都が現在実施している固定資産税および都市計画税に係る軽減措置を令和7年度以降も継続するよう求めるものであります。

以下、案文を読み上げます。

[案文朗読]

#### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○まつざわ委員長

ご発言がないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、本件につきましては、総務委員会では全会一致で賛成ということでございますので、無所属議員の態度について、局長からお願いいたします。

#### ○大澤区議会事務局長

総務委員会に所属していない無所属議員7名の方は、全員賛成と伺っております。

#### ○まつざわ委員長

それでは、ただいま趣旨説明のありました案文のとおり提案することにし、全会派および無所属議員が賛成とのことですので、本件の採決方法につきましては、簡易採決でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

#### ○まつざわ委員長

それでは、本件の採決方法につきましては、簡易採決に決定いたします。

採決方法につきまして、各会派で周知願います。

以上で本件を終了いたします。

---

#### (2) 議事日程(4)および追加議事日程について

#### ○まつざわ委員長

次に、(2)議事日程(4)および追加議事日程についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

#### ○大澤区議会事務局長

資料No.2をご覧ください。本会議運営(案)でございます。第3回定例会最終日は、明日25日午後1時開議です。

議事日程(4)委員長報告および採決となります。

まず、日程第1から5までを一括して総務委員長よりご報告いただきます。こちらにつきましては、委員会において全会一致で可決しており、委員会に所属していない無所属議員7名も賛成とのことですので、簡易採決を予定しております。

続いて、日程第6および7について、厚生委員長よりご報告いただきます。日程第6につきましては、共産党、無所属議員1名が反対、賛成多数で可決しており、起立採決を予定しています。日程第7は、共産が反対、賛成多数で可決しており、起立採決を予定しています。

次に、日程第8について、建設委員長よりご報告いただきます。委員会では全会一致、委員会に所属していない品改、維新および無所属議員6名も賛成のため、簡易採決を予定しております。

次に、日程第9および10について、文教委員長より報告をいただきます。日程第9は、委員会では全会一致、委員会に所属していない共産、品改、維新および無所属議員6名も賛成のため、簡易採決を予定しております。日程第10は、委員会では全会一致、委員会に所属していない共産および無所属議員1名が反対のため、起立採決を予定してございます。

続きまして、日程第11から15までの令和5年度各会計歳入歳出決算につきまして、一括して決算特別委員長よりご報告いただきます。日程第11につきましては、委員会では共産および無所属議員2名が反対であり、起立採決を予定しています。日程第12、13、14につきましては、委員会では共産および無所属議員1名が反対であり、3件一括で起立採決を予定しています。日程第15は、委員会では全会一致のため、簡易採決を予定しております。採決の順序は、①日程第15、②日程第11、③日程第12、13、14一括となります。

次に、追加議事日程、議員提出第4号議案は、こしば議員より提案説明の後、先ほどご確認いただきましたとおり、簡易採決となります。

続きまして、日程第16、請願・陳情審査結果報告(1)、結論が出された請願4件、陳情11件について、簡易採決を予定してございます。

日程第17、請願・陳情審査結果報告(2)、陳情第48号、事業者へのインボイス制度の影響について品川区実態調査実施の陳情について、総務委員長の報告の後、西村直子議員より反対討論、石田ちひろ議員より賛成討論、山本やすゆき議員より反対討論、西本たか子議員、やなぎさわ聡議員より賛成討論があり、その後、起立採決となります。陳情の採択に賛成の方が起立することになります。

日程第18、議会閉会中継続審査調査事項を諮りまして、日程は終了です。

終了予定は、午後2時15分を見込んでおります。

なお、本会議終了後、三役が各会派の控室に伺うと聞いております。

#### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。

ただいまの局長の説明についての質疑等の確認に入る前に、未来の山本委員から発言の申出がありましたので、ご発言願います。

#### ○山本委員

ありがとうございます。説明申し上げます。

当会派の木村議員が、現在、歩行が難しく、車椅子を利用している状況です。つきましては、車椅子で本会議に出席すること、入退場のときに介助員の方からの補助を受けること、それから、採決時の起立が難しいため、賛成は挙手によるものとしていただきたいということ、以上の3点をご了承いただけないでしょうか。ご検討をお願いいたします。

#### ○まつざわ委員長

ただいま未来の山本委員から申出がありました、木村議員が本会議場に入場する際の介助員の同行について、および起立採決時の態度確認を木村議員は挙手で行うことについてご了承いただきたいと思っております。

併せまして、各会派内での周知をお願いいたします。

それでは、先ほどの局長の説明に対しご質疑等がある方は、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○まつざわ委員長

それでは、各採決方法につきましては、日程第6、日程第7、日程第10、日程第11から第14、日程第17は起立採決、そのほかにつきましては簡易採決ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○まつざわ委員長

さよう決定いたします。

資料No.2の日程第6、日程第7、日程第10、日程第11から第14、日程第17の採決方法につきましては起立採決の欄に丸を、その他の欄は簡易採決に丸をつけていただき、各採決方法について各会派での周知をお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

### 3 令和6年第4回定例会について

一般質問の順序および質問者

#### ○まつざわ委員長

次に、予定表3の令和6年第4回定例会についてを議題に供します。

一般質問の順序および質問者につきまして、局長より説明願います。

#### ○大澤区議会事務局長

一般質問につきましては、予定表に記載がございます。第4回定例会の初日は、11月21日午後1時開議。質問は、1番、自民、えのした正人議員、2番、未来、山本やすゆき議員、休憩を挟みまして、3番、品改、須貝行宏議員、4番、公明、新妻さえ子議員、5番、無所属、横山由香理議員です。時間は、1番が25分、そのほかは20分となります。

2日目は、22日午前10時開議。一般質問の続きとなりまして、6番、公明、つる伸一郎議員、7番、維新、松本ときひろ議員、8番、無所属、高橋しんじ議員、お昼の休憩を挟みまして、9番、共産、石田ちひろ議員、10番、自民、石田秀男議員。時間は、10番が25分、そのほかは20分になります。

なお、2日目の午前に小学生の傍聴が予定されています。

一般質問の通告期限は11月12日、質問原稿の提出期限は14日となりますので、よろしく願いいたします。

#### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。本件について、何かご確認等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○まつざわ委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

### 4 全国都市問題会議の報告について

#### ○まつざわ委員長

次に、予定表4の全国都市問題会議の報告についてを議題に供します。

本件について、副議長よりご報告をいただきます。よろしく願いいたします。

#### ○あくつ副議長

ご議決をいただきまして、第86回全国都市問題会議に出張してまいりました。参加いたしましたので、読み上げで報告に代えさせていただきます。資料No.5をご覧ください。

1、出張月日、10月17日木曜日から18日金曜日。

2、会議名、第86回全国都市問題会議。

3、議題「健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～」。

4、主催等。主催、全国市長会、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所、公益財団法人日本都市センター、姫路市。協賛、公益財団法人全国市長会館。

5、会場は、アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）。

6、参加者数、1762名。

7、会議日程、第1日目は、開会式、開会挨拶、全国市長会会長、広島県広島市長、松井一實氏。開催市市長挨拶、兵庫県姫路市長、清元秀泰氏。来賓祝辞、ご存じのとおり、今、県知事が不在というこ

とで、兵庫県副知事、職務代理者である服部洋平氏。基調講演、「生命を捉えなおす一動的平衡の視点から」、生物学者、青山学院大学教授、福岡伸一氏。

裏面をご覧ください。主報告、「市民の『L I F E』（命・くらし・一生）を守り支える姫路の健康づくりとまちづくり」、兵庫県姫路市長、清元秀泰氏。一般報告、「生物から学ぶ健康なまちづくり」、筑波大学システム情報系教授、谷口守氏。「都市そのものを健康にするまちづくり～ストレスを軽減し、リフレッシュできるまち～」、千葉県流山市長、井崎義治氏。「I T / A I の健康分野への適用例～姫路市の健診データ解析と歌唱による誤嚥予防～」、兵庫県立大学副学長、畑豊氏。

2日目、10月18日金曜日、パネルディスカッション、テーマ「健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策～」、これはテーマは一緒です。コーディネーター、中央大学法学部教授、宮本太郎氏。パネリスト、高岡病院児童精神科医、三木崇弘氏、NPO法人日本栄養パトネット理事長、奥村圭子氏、長野県茅野市長、今井敦氏、大阪府泉大津市長、南出賢一氏、以上でございます。

閉会式がございまして、次期開催市市長挨拶ということで、日程も発表されております、栃木県宇都宮市長、佐藤栄一氏。閉会挨拶、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所理事長、小早川光郎氏。

ということで、2日間の出張に行かせていただきました。この成果をまた報告にまとめまして、区政に役立てるようにはしてまいりたいと思っております。

#### ○まつざわ委員長

報告が終わりました。

本件についてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○まつざわ委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

### 5 品川区議会防災訓練について

#### ○まつざわ委員長

次に、予定表5の品川区議会防災訓練についてを議題に供します。

本件について、議長より説明願います。

#### ○渡辺議長

今ご案内がありました品川区議会防災訓練、今年度は12月5日木曜日、第4回定例会本会議の最終日、その閉会後に実施する方向で考えております。

訓練内容の詳細はこれから詰めますが、まずは日程、早いほうがよろしいかと思っておりますので、日程を確保いただきたく、お知らせするものであります。

#### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○まつざわ委員長

それでは、本年の品川区議会防災訓練は、12月5日木曜日、第4回定例会最終本会議の閉会後に実施いたしますので、各会派内での周知をよろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

## 6 品川区議会地震等災害対策本部設置要綱の改正について

### ○まつざわ委員長

次に、予定表6の品川区議会地震等災害対策本部設置要綱の改正についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

### ○大澤区議会事務局長

資料No.6をご覧ください。区の地域防災計画において、職員の参集基準が変更となったため、それに伴い、災害時の区議会の災害対策本部設置の基準を、震度5強から震度6弱とするものです。

資料7に新旧対照表がございますので、ご確認ください。

### ○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件についてご質疑等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○まつざわ委員長

それでは、本件については、資料No.7の新旧対照表のとおり改正することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### ○まつざわ委員長

それでは、さよう決定いたします。

この決定に伴い、申し合わせ確認事項の該当箇所の記載も併せて変更させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

---

## 7 広報会議からの報告事項について

### ○まつざわ委員長

次に、予定表7の広報会議からの報告事項についてを議題に供します。

広報会議のせおリーダーよりご報告いただきます。よろしく願いいたします。

### ○せお委員

広報会議ですけれども、今、区議会だよりのリニューアルも含めて検討しておりまして、このたびその参考とするために、区議会だよりに関するアンケート調査の実施を予定しております。

アンケートは、品川区の電子申請システムを活用した電子アンケートとします。

期間は、11月上旬から12月22日（日）の期間で行う予定となっております。

アンケートの設問ですが、7問ほどで、区議会だよりの購読状況でありますとか、区議会だよりで取り上げてほしい情報、リニューアルする際に改善してほしい点などをお伺いします。

アンケートの周知ですが、11月20日発行の区議会だより3定号の表紙に載せます。そして、広報しながわ12月1日号への記事掲載、さらには、品川区公式SNS等での発信、そして、11月下旬からは、庁舎内などに周知ポスターを掲示する予定です。

また、アンケート開始後ですが、周知ポスターを皆様の議員控室にお配りさせていただきますので、もし差し支えなければ、控室のドアなどにお貼りいただければと思いますので、ぜひ周知にご協力いただけましたら幸いです。

皆様、各議員のメールにも、アンケートのURLやQRコードなどをお送りさせていただきますので、

ぜひ各議員においてもSNS等での周知をよろしくお願いいたします。

**○まつざわ委員長**

報告が終わりました。

本件についてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

**○あくつ副議長**

アンケートの取組自体はとても前向きで、すばらしいものだと思うのですが、ご報告の中で、品川区の電子申請システムを活用してのアンケートという今ご説明があったのですが、今まで品川区議会として、区の電子申請システムを使つてのアンケートというのは何かやったことがあるのでしょうか。

**○大澤区議会事務局長**

これまではないと認識してございます。

**○あくつ副議長**

ということは、私は、すみません、議会二元代表制の関係から、そういったものは活用できないものだと思っていましたのですけれども、今回初めてそれを活用させていただけるということで、今後はそういったものを、品川区のほうにお願いをすれば、使わせていただける。時と場合と、タイミングにもよるのでしょうか、こういったことでよろしいのでしょうか。

**○大澤区議会事務局長**

今後、議会報告会のアンケートも同じシステムを使う予定でいますので、特に今後の活用については問題ないと思っております。

**○あくつ副議長**

分かりました。

**○まつざわ委員長**

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○まつざわ委員長**

ないようですので、本件について各会派内での周知をよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

8 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

**○まつざわ委員長**

次に、予定表8のその他を行います。

まず、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

本件につきましては、電子で配付をしております。

なお、本日審査いたしました、令和6年陳情第38号および第46号が継続審査となったため、配付の申出書(案)の項目に本陳情が追加となりますので、ご了承願います。

それでは、本件については、配付の申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○まつざわ委員長**

ありがとうございます。それでは、このとおり申し出ます。

---

(2) 議長会等の報告について

**○まつざわ委員長**

次に、(2)議長会等の報告についてを議長よりお願いいたします。

**○渡辺議長**

何点かあります。まず、議長会、これは各議員にも毎月1回程度配付されている、区政会館だよりという冊子がございます。10月号が品川区の特集ということになりますので、再度ご確認願えればと思います。それが1点です。

あと、競馬議会の関係で、東京メガイルミ、今年度も盛大に開催されるという報告があり、日程については、来月11月2日土曜日から令和7年1月12日日曜までの計53日、正月休みを挟んで、1月12日日曜日までの、53日の開催ということがありました。

当日も質疑があり、結構、マスメディアにも取り上げられる大きな注目の企画にイベント自体が育っているということもあり、ご当地である品川区としたら、やはりまちのにぎわい、そういった点、あとは地域経済の期待もありますので、ありがたい話として発言をさせていただきました。

また、品川区デー、各区ごとの、特に近隣区の観光とかをPRする日程設定があるようなので、また後日分かれればご報告いたします。それが1点です。

もう1点、これは注意喚起の話になるのですが、口頭になります。9月上旬の区長記者会見の折に、区議会議員が会場出入口で、マスコミ記者に対し、ビラといいますか、資料のようなものを配布したと。そうすると、区長会見の設定だったので、資料と思ったり、いろいろ混乱があって、あるいは、中身のことは今日は触れませんが、不審に思ったマスコミの方から、私なり事務局なりに、議会発信のものかとか、確認があったので、同じ日に区長室のほうにどんな内容のものが配布されたかを問い合わせました。そうしますと、区長室長からも、混乱していると。行政もそうですし、マスコミの方からも、これは関連するのかなというような質疑があって、結果的には、会場にいたマスコミを含めて不信感とか不快感を与えてしまったという内容のものでありました。

私の立場からしたら、議員の行動だったので、区議会としてしっかり対応していくということでご理解をいただきました。

その後、9月17日、私のほう、議長から、当該議員、Aとしておきます。当該議員Aに口頭注意をしました。そうすると、当該議員Aは、無断で配布等ができないという趣旨の庁舎管理規則は知らなかった。倫理的にどうかと問われたら、考えますと。そういう意味から、区長室長へ謝罪する必要があるかもしれないと思う、次回、同じようなことはしない、そういった発言がありました。

当該議員Aより、区長室長へ謝罪がその後あり、それが今日の報告になります。この謝罪をもって、この当該議員Aに対しては、これ以上問題視する考えはないので、今日の報告と、一番大事なのは、再発防止のため、こういうことがあって、やはり無断でチラシとかビラを配布する、あるいは、他者様の場を混乱するような振る舞いはよろしくないという注意喚起をこの場をもってしたいと思います。

**○まつざわ委員長**

議長の報告について、何かご質疑等はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○まつざわ委員長**

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) CATVの放送について

(4) 年末調整書類の提出について

(5) その他

**○まつざわ委員長**

次に、(3)から(5)までの3件を一括して議題に供します。

それでは、局長よりご説明願います。

**○大澤区議会事務局長**

(3)CATVの放送につきまして、資料No.8をご覧ください。第4回定例会の一般質問の氏名報告により作成したものです。1回目が11月25日月曜日から29日金曜日、再放送が11月30日土曜日と12月1日日曜日となっております。

(4)年末調整書類は、予定表に記載のとおり、11月8日までにご提出をお願いいたします。申告書類は、明日25日に配付いたします。保険料控除証明書等、必要な書類をご準備ください。

(5)その他、①10月26日土曜日、窓ガラス清掃ですが、作業員の控室への立入りがございます。窓付近の荷物のご移動をお願いいたします。なお、荒天の場合、日程変更の可能性がございます。

②カーペット清掃は、4階が11月2日、5階6階は11月3日です。

③11月23日土曜日午前8時から午後8時まで、停電となります。また、停電に伴いまして、前日22日金曜日午後7時より翌23日午後9時まで、第一駐車場の出入口が封鎖されますので、ご注意ください。

そのほか2点ございます。1点目、議員賠償責任保険制度について、全国市議会議長会より案内がございましたので、後ほどチラシをお配りいたします。申込みを希望される方は、直接ウェブで行うことになっております。

2点目、政務活動費第2期分の収支報告書の提出期限が、10月30日でございます。既にご案内しておりますが、今回、確認でございます。

**○まつざわ委員長**

説明が終わりました。

本件について何かご質疑等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○まつざわ委員長**

ほかにその他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○まつざわ委員長**

それでは、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開催は、11月11日月曜日午後1時からを予定しております。

これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前11時50分閉会